

給食費の改定について

1 給食費の改定を行なう背景

法令により、給食に要する食材料費の実費は、給食費として保護者が負担することとなっている。

【食材料費の状況】

- 牛乳を含む副食にかかる食材料費の価格が年々値上がっている。
- 10月に消費税が増税される中、食料品は軽減税率の対象ではあるが、物流費などの増税部分が食料品の価格に転嫁させることが見込まれる。



給食水準を維持するため給食費の上げが必要

2 給食費の引上げ額算出方法

副食にかかる食材料費の価格の値上がりに伴い、給食費を引上げる。

現在の給食費とした平成26年
4月の副食にかかる食材料費

↑ 値上がった率 9.3% ↓

令和元年4月の副食
にかかる食材料費

◎値上がった率（9.3%）の分、給食費の副食相当額部分を引上げる。

3 給食費の引上げ額

2の算出方法を基に、以下のとおり給食費を引上げる。

区 分	小学校	中学校	幼稚園
現在の 給食費	3,900 円/月 (1食当たり 230 円)	4,500 円/月 (1食当たり 270 円)	3,600 円/月 (1食当たり 220 円)
引上げ後の 給食費	4,100 円/月 (1食当たり 245 円)	4,800 円/月 (1食当たり 290 円)	3,800 円/月 (1食当たり 235 円)
引上げ額	200 円/月 (1食当たり 15 円)	300 円/月 (1食当たり 20 円)	200 円/月 (1食当たり 15 円)

4 給食費の引上げ時期

給食は、一年度間の給食費収入対して賄材料費を見込み献立を立てていることから、令和2年4月から引上げを実施する。